

仕様書

業務名 収集センター西事務所清掃業務

施設名 和歌山市市民環境局環境部収集センター西事務所

履行場所 和歌山市土入325番地

履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

第1条 受託者は、清掃業務を実施するに当たっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法等を遵守し、常に建築物等を衛生的に管理すべく、この仕様書に従い、忠実に履行しなければならない。

第2条 この仕様書は、本則及び別表第1から別表第5までで構成する。

(用語の定義)

第3条 この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 日常清掃とは、日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務をいう。

(2) 衛生消耗品とは、トイレットペーパー、水石鹼、消臭剤等をいう。

(3) 資機材とは、資材及び機材をいう。

(4) 資材とは、洗剤、床維持材、タオル、たわし等の消耗品類をいう。

(5) 機材とは、床磨き機、真空掃除機、モップ等の耐久財類をいう。

(6) 床材の区分は、次のとおりとする。

ア 弹性床材 塩化ビニル系、リノリウム系、ゴム（ラバー）系、プラスチック系

イ 石材床 天然石材系、人造石材系

ウ 陶磁器床材 タイル系

エ コンクリート床材 コンクリート・モルタル系

オ 木質床材 硬木系、コルク系

カ カーペット床材 カーペット系、カーペットタイル系

キ 疋 い草又はビニールで編まれたもの

(清掃業務の範囲)

第4条 受託者は、収集センター西事務所内管理棟に作業員1名を常駐させ、収集センター西事務所の管理棟の床449.32m²及び別表に掲げる日常清掃等を行うものとする。

2 家具等の移動は、特記事項に指定がない限り、別途とする。

3 次に掲げる場所は、特記事項に指定がない限り、省略することができる。

(1) 家具類に接する部分

(2) 高圧電気設備、高圧機械設備、運転中の動力部分等清掃が極めて危険な部分

(清掃時間及び作業日)

第5条 清掃時間は原則として、午前7時30分から午後3時30分までとする。休憩時間は業務に支障を来さない時間にとるものとする。休業日は毎週土・日曜日と1月1日から1月3日

までとする。ただし、その他のこの仕様書の定めを遵守するために必要がある場合には、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、清掃時間に関する特記事項のあるときは、当該特記事項は、前項の定めに優先する。

3 清掃時間に関する事項でこの仕様書に定めのないものは、職員と協議しなければならない。

(作業の基準)

第6条 受託者は、別表第1から別表第5までに定めるところに従い、清掃作業を行わなければならない。

(臨機の措置)

第7条 臨時に新たな清掃が必要になったときは、その旨を受託者を通じて職員に報告し、その指示に従わなければならぬ。

(資機材及び衛生消耗品)

第8条 受託者は、良質かつ清潔な資機材を、清掃場所に応じ適切に使用しなければならない。

2 受託者が使用する衛生消耗品は、環境問題に配慮したものでなければならない。

3 受託者が使用するごみ袋は、和歌山市指定のごみ袋でなければならない。

4 受託者は、その使用する資機材及び衛生消耗品を、監督職員が指示した場所に整理し、保管する。

(清掃業務に係る経費)

第9条 清掃業務に係る資機材は、受託者の負担とする。

2 清掃業務上必要な電力、水道、ガスに係る経費は、本市の負担とする。ただし、受託者は、節電、節水等の省資源に努めなければならない。

3 衛生消耗品、並びに手洗い洗剤等の消耗品は本市の負担とする。

4 作業員が使用する控え室及び備品については、本市が貸与する。

5 本市が貸与する備品等以外のものの使用については、受託者は、職員と協議しなければならない。

(受託者の服務)

第10条 受託者は、この仕様書に定めるところに従い業務が履行されるよう、作業員を常駐させ、受託者は作業員の現場の作業に対する指揮監督に当たらなければならない。

この場合において、受託者は事前に委託者の承認を受けるものとする。また、これを変更したときも同様とする。

なお、受託者は作業員の労働法上の義務及び責任をすべて負い、委託者に何ら責任はないものとする。

2 清掃業務を行うにあたっては、委託者の業務に支障のないよう充分注意し、作業は効率的且つ迅速に行い、計画的且つ円滑に実施するとともに、衛生及び、火災及び盗難等の事故が起こることの無いように注意しなければならない。

3 受託者は、清掃区域を常時巡回し、業務がこの仕様書に定めるところに従い、行われているかを監視しなければならない。

4 受託者は、前項の巡回監視の結果、問題が生じていることを知ったときは職員に報告し、その指示に従わなければならない。

5 受託者は常にその所在を明らかにし、本市が連絡を取ることが出来るようにしなければならない。

6 受託者は引火性を有する薬品、又は毒性を有する薬品を使用する場合には、事前に職員に届け出なければならない。

(清掃作業に係る留意事項)

第11条 清掃作業従事者（現場責任者及び作業員をいう。以下同じ。）は、作業中の言動に注意し、来所者、本市職員その他の者に不快感を与えないよう努めなければならない。

2 清掃作業従事者は、清掃区域内にある書類その他の情報の閲覧、複写その他これらに類する行為を一切してはならない。

3 清掃作業従事者は、清掃区域内にある電子機器等にみだりに触れてはならない。

4 清掃作業従事者は、清掃作業中又はその他で知り得た委託者の業務に関する秘密を他人に漏らしてはならない。

5 清掃作業従事者は、電気、ガス、水道等を使用したときは、その後始末を確実に行い、スイッチ等の切り忘れのないように注意すること。

6 清掃作業従事者は、清掃機材を使用するときは当該清掃機材の取扱いに注意し、建築物等（建築物、備品等をいう。事項において同じ。）を損傷してはならない。

7 清掃作業従事者は、建築物等を損傷したときは、受託者を通じて職員に報告しなければならない。洗剤、はく離剤、維持剤等で汚損したときは、受託者を通じ職員に報告するとともに、完全に除去しなければならない。

8 清掃作業従事者は、その作業中に建築物等の破損箇所又は落書きを発見したときは、速やかに職員に報告しなければならない。

9 清掃作業従事者は、業務に係る資機材及び衛生消耗品以外のものを、所内に持ち込んではならない。

10 清掃作業従事者は、清掃区域内に精密機器が設置されているときは、清掃作業が原因で当該機器が故障することのないように注意しなければならない。

11 清掃作業従事者は、備え付けの衛生消耗品の残量に注意し、不足することのないようにしなければならない。

12 清掃作業従事者は、作業を実施したときは、日報を提出し、職員の確認を受けなければならぬ。

13 清掃作業従事者は、清楚で清潔な制服を着用し、名札を着用しなければならない。

(疑義の質問)

第12条 入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の16時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

別表第1 建物内部の作業項目（床）

第1 日常清掃

- 1 弹性床材 次に掲げる方法のいずれか又はそれらの方法の併用により行なう。
 - (1) 自在ほうき又は真空掃除機を用い、除塵する。
 - (2) ダストモップにより除塵する。ただし、油剤を含んだモップは油が床面に付着するので避け、油剤を含んだモップを使用したときは10日に1回の割合で洗剤を用いて床面全体をふき上げ、床面に付着した油を除去すること。
 - (3) モップを用い、水ぶき又は洗剤拭きをする。
- 2 石材系床材 次に掲げる方法のいずれか又はそれらの方法の併用により行う。
 - (1) 自在ほうき又は真空掃除機を用い、除塵する。
 - (2) ダストモップにより除塵する。ただし、油剤を含んだモップは避けること。
 - (3) モップを用い、水ぶき又は洗剤拭きをする。
- 3 陶磁器床材 次に掲げる方法のいずれか又はそれらの方法の併用により行う。
 - (1) 自在ほうき又は真空掃除機を用い、除塵する。
 - (2) ダストモップにより除塵する。ただし、油剤を含んだモップは避けること。
 - (3) モップを用い、水ぶき又は洗剤拭きをする。
- 4 コンクリート床材 次に掲げる方法のいずれか、又はそれらの方法の併用により行う。
 - (1) 自在ほうき又は真空掃除機を用い、除塵する。
 - (2) ダストモップにより除塵する。ただし、油剤を含んだモップは避けること。
 - (3) モップを用い、水ぶき又は洗剤ぶきをする。
- 5 木質床材 次に掲げる方法のいずれか又はそれらの方法の併用により行う。
 - (1) 自在ほうき又は真空掃除機を用い、除塵する。
 - (2) 油剤を含まないダストモップにより、除塵する。
 - (3) 固く絞ったモップを用い水拭きする。この場合において、表面処理のされていない床面の清掃を行うときは、モップに含ませる水分の量に細心の注意を払わなければならない。
- 6 カーペット床材 カーペット床材の清掃作業の要領は、次のとおりとする。
 - (1) 表面のごみは、カーペットスイーパーを用い収集する。
カーペットスイーパーで除去する事が出来ない繊維くず、紙くず、土砂等の乾性の汚れに対しては、真空掃除機を使用すること。
 - (2) カーペットにしみがあった場合は、洗剤をしみに作用させ、当該箇所をタオルで覆い、その上をブラシで押さえることにより、タオルにシミを吸着させて除去する。この場合において洗剤が残留したときは、それをタオル、スポンジ等を用いて吸い取ること。
 - (3) カーペットにタバコによる焼け焦げ、ほつれ等があった場合は、カッター、はさみ等を用いてパイアルの目に沿ってその範囲ができるだけ小さくカットし、パイアルに傷を付けないように注意を払った上で、接着剤でその部分を固定する。

7 畳

畳は、真空掃除機を使用し除塵する。

第2 日常清掃に伴う中間の清掃

1 弹性床材

汚れが目に付く箇所は、適宜スプレーバフ又はスプレークリーニングを行う。

2 石材系床材

ブラックマーク、ヒールマーク、固着物等の付着物は、適宜除去する。

3 陶磁器床材

ブラックマーク、ヒールマーク、固着物等の付着物は、適宜除去する。

4 コンクリート床材

ブラックマーク、ヒールマーク、固着物等の付着物は、適宜除去する。

5 木質床材

(1) 表面処理された床で汚れがあった場合は、薄い洗浄液でふく。

(2) 表面処理された床で光沢がかなり無くなつたものは、バフを使う。

6 カーペット床

特に汚れが目立つ箇所は、適宜スポットクリーニングを行う。

7 置

(1) 真空掃除機を使用し除塵する。

(2) 雑巾で水ぶきする。

別表第2 建物内部の作業項目（床以外）

第1 日常清掃

1 壁

(1) 部分ぶき 汚れた部分を水又は専用洗剤を用いてふく。

(2) 除塵 羽毛はたき又は静電気除塵具で除塵する。

(3) 部分洗浄 固着した部分的汚れを、専用洗剤等を用いて洗浄する。

2 扇ガラス

(1) 部分ぶき 汚れの目立つ部分を、タオルで水ぶき又はからぶきをする。

(2) 全面洗浄 ガラス全面に水及び専用洗剤を塗り、ガラス用スクイージーで汚れを取る。

3 扇

(1) 部分ぶき 汚れた部分を、水又は専用洗剤を用いてふく。

(2) 部分洗浄 固着した部分的汚れを、専用洗剤等を用いて洗浄する。

4 照明器具

中性又は弱アルカリ性の洗剤を用いて、管球、反射板、カバー等をふいた後、水拭きして仕上げる。汚れが落ちない場合は溶剤でふき取り、その後水拭きする。

5 空気調和機の吹き出し口及び吸込口

(1) 吹き出し口及び吸込口の下の床面を養生の上、吹き出し口、吸込口及びその周辺を除塵する。

(2) 吹き出し口、吸込口及びその周辺の汚れを中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。

6 ブラインド

中性洗剤を用いて、羽根等をふき上げる。

7 フロアマット

(1) 除塵 真空掃除機で吸塵する。

(2) 洗浄 洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂、汚れ等を取り除く。洗剤を用いる場合にあつては、よくすすいだ後、十分に乾燥させる。

8 備品

(1) 除塵 タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

(2) ふき タオルで水拭きする。

9 灰皿

吸い殻を収集し、灰皿をふく。

10 ごみ箱

ごみを収集し、容器をふく。

11 金属部分

(1) 除塵 タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

(2) 磨き 専用洗剤を用い汚れを除去し、洗剤分を十分にふき取った後、乾いた布で磨く。

12 窓台

(1) 除塵 タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

(2) ふき タオルで水拭き又は洗剤拭きをする。

13 スイッチ周り

固く絞ったタオルで、水拭き又は洗剤拭きをする。

14 消火器及び消火栓

タオル、ダストクロス等でほこりを取る。

15 大便器

(1) 大便器は、棒たわし又はスポンジを用い、専用洗剤で洗浄し、その後十分に水を流す。

(2) 大便器の周囲は、スポンジ又はタオルでふく。

16 小便器

(1) 小便器は、棒たわし又はスポンジを用い、専用洗剤で目皿、内側の隠れた部分の尿石を除去しながら洗浄し、その後十分に水を流す。

(2) 小便器の周囲は、スポンジ又はタオルでふく。

17 へだて

汚れた部分を、専用洗剤を用いて洗浄する。

18 洗面台

スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し、その後ふき上げる。

19 鏡

からぶきして仕上げる。

20 汚物容器

内容物を処理し、その後容器を洗浄する。

21 水出しハンドル

洗剤を用いてスポンジ又はタオルで洗浄し、雑巾で水ぶきをした後、乾いたタオルでふいて仕上げる。

22 衛生消耗品

トイレットペーパー、水石鹼、消臭剤等の消耗品を隨時補給し、不足することのないように

する。

23 流し台

中性洗剤を用いて、スポンジで丁寧に洗浄する。

24 厨芥（ちゅうかい）容器

厨芥を処理し、その後容器を中性洗剤で洗浄する。

25 換気扇

中性洗剤で洗浄し、水拭きをして仕上げる。

26 湯沸器

タオルで水拭きをする。

27 手すり

(1) タオルで水拭きをする。

(2) 汚れた部分を洗剤で洗浄し、水拭きをする。

28 窓ガラス

(1) 部分ぶき 汚れの目立つ部分をタオルで水拭きした後、乾いたタオルでふいて仕上げる。

(2) 全面洗浄 ガラス全面に水及び専用洗剤を塗り、ガラス用スクイージーで汚れを取る。

29 シュレッダー

シュレッダー内及び機器周辺の塵芥を収集する。

別表第3 建物周辺の清掃（日常清掃）

1 表玄関周り

(1) 除塵 自在ぼうきで塵芥を集める。

(2) 洗浄 水を撒き、デッキブラシで洗浄する。

2 裏玄関周り

(1) 除塵 自在ぼうきで塵芥を集める。

(2) 洗浄 水を撒き、デッキブラシで洗浄する。

別表第4 ごみ処理

1 運搬

各場所で集められたごみを種類ごとに分別し、ごみ集積場所まで運搬する。

2 注意事項

生ごみ等については、できるだけ臭気を外に逃がさないようにする。

別表第5 建物外部の清掃

1 窓ガラス及びガラス扉

(1) 洗浄

ア ガラス面に適正に希釈した中性洗剤を塗布し、汚れを除去し、ガラス用スクイージーで汚水を切る。

イ ガラス面の隅の汚水を、タオルでふき取る。

2 アルミ製外部建具

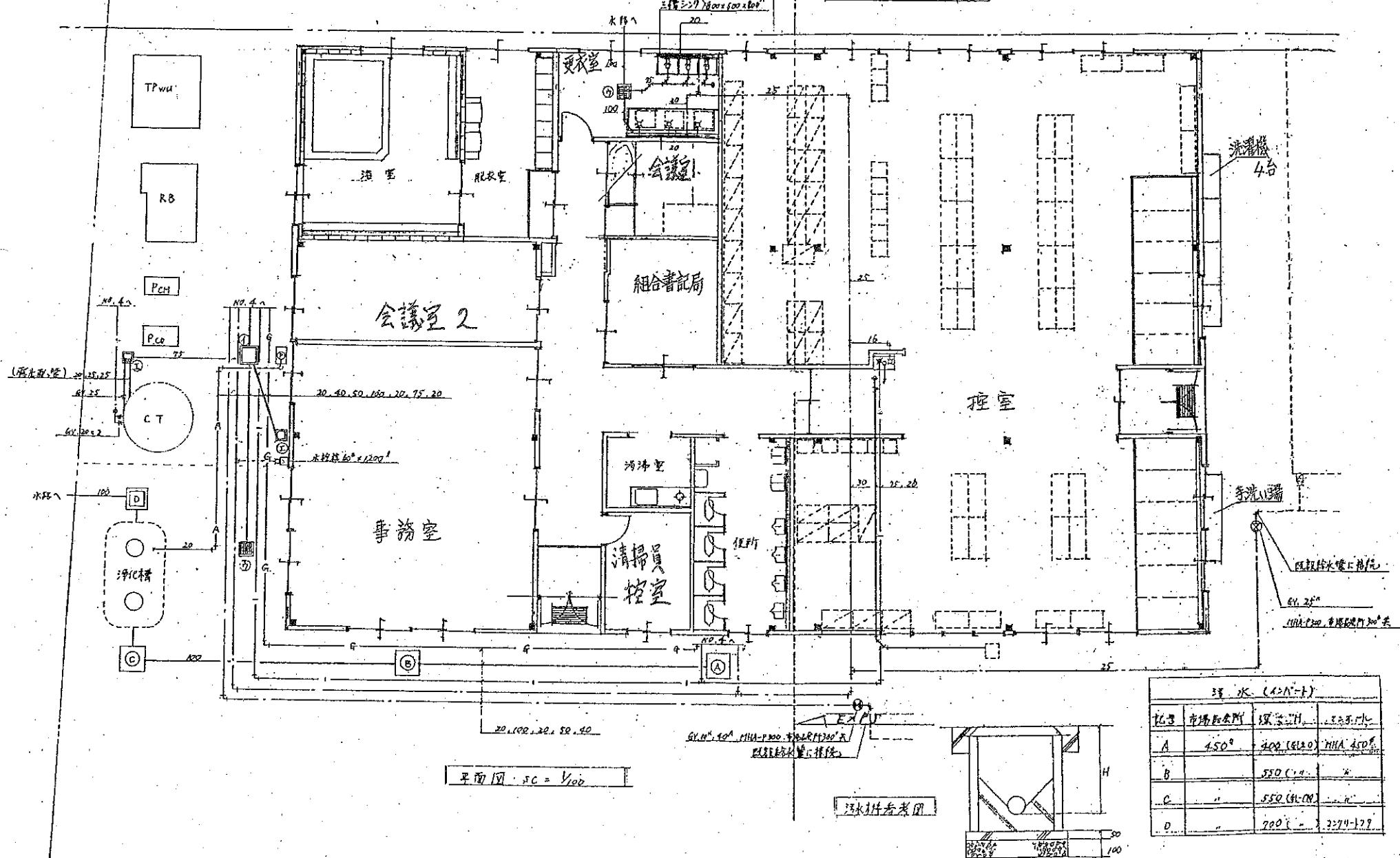
(1) はけ又は真空掃除機で建具の表面、溝等の除塵をする。

(2) 中性洗剤を用いて汚れを除去し、その後、汚水をふき取る。

(3) 水拭きを行い、からぶきして仕上げる。

管理棟

木-木水栓	T2003-13	4
梯阶口	COT TS	2
目 环	100	1
消防水箱盖	LDA 602.	1



業務委託契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 甲は、和歌山市市民環境局環境部収集センター西事務所の清掃業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を処理しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（うち消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とし、委託金は月払いとし各月の委託金は、次の各号に掲げる期間に応じて、当該各号に定める額とする。

2 委託金は月払いとし、1月当たりの委託金は、円（うち消費税及び地方消費税相当額円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の処理についてあらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の処理に関する必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の処理に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この条において同じ。）のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害のために必要が生じた経費については、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の処理に関して発生した事故により乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、処理すべき委託業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならぬ。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により委託金の支払いが遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
 - 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。
 - 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相当する委託金を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者

及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) に次に掲げる者がいると認められるとき。

- ア 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団関係者 (暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等 (法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。) を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第 1 項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第 16 条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条に規定する排除措置命令 (以下「排除措置命令」という。) を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令 (以下「納付命令」という。) が確定したとき (確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令 (これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体 (以下「契約者等」という。) に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。) を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は次のいずれかに該当するときは、契約の解除を請求することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が1か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（補則）

第20条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議し定める。

上記契約を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾 花 正 啓

乙